

# 【農水省事業】

## GAP認証取得等支援事業の公募のお知らせ

(一社) 全国農業改良普及支援協会は、農水省の補助事業で、農産物の輸出に向けGLOBALG.A.P.又はASIAGAPのGAP認証を新規に取得する農業者等を対象に、**認証取得や輸出向け商談・展示会出展の費用を支援**する事業を以下のとおり実施します。



～支援を希望する者は、ふるって御応募ください！～

- ①JGAPを取得している者が、GLOBALG.A.P.又はASIAGAPを新規に取得、
- ②ASIAGAPを取得している者が、GLOBALG.A.P.を新規に取得、
- ③GLOBALG.A.P.を取得している者が、ASIAGAPを新規に取得する場合も本事業を活用できます（既存認証の維持は要件ではありません。）。

### 1. 公募期間

令和3年4月14日（水）～令和3年5月21日（金）

### 2. 対象者

農業者、農事組合法人、農地所有適格法人、農業協同組合等の農業者の組織する団体、その他農産物の生産を行う事業者

### 3. 支援内容

- ①GAP認証の取得  
(認証審査、研修指導、環境整備、機械等リース)
- ②商談

詳細は、裏面を御覧ください。

### お問い合わせ先

(一社) 全国農業改良普及支援協会 (GAP事業担当) TEL : 03-5561-9562

HP : <https://www.jadea.org/>

農林水産省生産局農業環境対策課 (GAP推進グループ) TEL : 03-6744-7188

HP : <https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/index.html>

## 4. 支援内容

### (1) GAP認証の取得・・・補助率及び上限額は以下のとおり

- ① 認証審査
  - GLOBALG.A.P.又はASIAGAPの新規の認証取得のための認証審査費用
- ② 研修指導
  - コンサルタントの受講費用、GAPに関する研修受講費用
- ③ 環境整備
  - ICTシステムの初期設定費及び利用料  
(導入から12ヶ月以内分に限る。機器・ソフトウェアの購入、操作研修等の費用は対象外)
  - 調査・分析費 (残留農薬、土壌、水質に限る。)
  - 設備改修・資材導入 (農薬保管庫、照明器具の飛散防止対策、防虫・防鳥対策資材、仮設トイレなど)
- ④ 機械等リース
  - 輸出に向けて合理的なリスク管理手法として導入する農業機械のリース費用

### 【補助率及び上限額】 ※以下は全て個別認証の場合。団体認証は別途設定

- ① 認証審査 <定額> **GLOBALG.A.P. : 20万円 ASIAGAP : 9万円**  
(審査員の現地審査に要する旅費は、認証審査とは別に実際に要した費用の3/4を上限)
- ② 研修指導 <定額> **GLOBALG.A.P : 5.25万円/日→最大26.25万円まで**  
**ASIAGAP : 4.5万円/日→最大22.5万円まで**  
(指導者による現地指導に要する旅費は、研修指導とは別に実際に要した費用の3/4を上限)
- ③ 環境整備 <定額> **20万円** (取組ごとの個別の上限は以下のとおり)
  - ICTシステム利用料 : **10万円**    ○ 調査・分析費 : **6.5万円**    ○ 設備改修・資材導入 : **10万円**
- ④ 機械等リース <リース物件費の1/2> 400万円

### (2) 商談・・・補助率：定額 (3回程度までの取組を目安とします)

国内外の商談展示会への出展、海外バイヤー等との間で行う商談に要する費用

## 5. 対象者の要件

- ① GFP ※1のコミュニティサイトに登録すること
  - ② 応募時に、次のいずれかの取組目標を設定すること
    - ア 令和4年度までに、GAP認証農産物を新規に輸出
    - イ 令和4年度までに、農産物の輸出数量 (又は輸出額) を令和元年度比105%以上
    - ウ 事業実施期間中に、GFP輸出診断※2の受診及び商談会にGAP認証農産物を出展
  - ③ ②の取組目標を達成できなかった場合、自己負担で取組を続けること
- ※1 : 農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出促進プロジェクト <https://www.gfp1.maff.go.jp/>  
※2 : GFPのコミュニティサイトに登録した者を対象とした、「輸出可能性」を診断するコンテンツ



## 6. 補助の流れ

- ① 対象者に採択された者は、交付申請書を提出し、**交付決定の通知を受け、取組を開始**  
(交付決定の通知を受ける前に既に始めている取組は、補助の対象外)
- ② **交付決定通知に記載の「事業実施期間の終期」までに完了した取組が補助の対象**
- ③ 取組完了後、対象者は実績報告書を作成し、**証拠書類 (領収書等) を添付して提出**
- ④ 実績報告書及び証拠書類で確認できた経費について、上限の範囲内で補助金を交付
- ⑤ その他、対象者は実施要領に基づき、定期的に取り組目標の進捗状況等を報告

※支援内容、対象者の要件については、細かな要件があります。応募の際には必ず本事業の事業実施要領 ([https://www.jadea.org/news/documents/youryou\\_JASGAP\\_R2.pdf](https://www.jadea.org/news/documents/youryou_JASGAP_R2.pdf)) を確認しご不明な点は表面記載の「お問合わせ先」に照会ください。

